

大阪市規則第101号

大阪市市長直轄組織事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市市長直轄組織事務分掌規則（平成24年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第2（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年8月17日から施行する。

[別表第2 別紙1]

所属名	名称	人員
副首都推進局	[同左]	[同左]
	副首都推進担当部長	<u>6</u>
	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第 2 別紙 2]

所属名	名称	人員
副首都推進局	[略]	[略]
	副首都推進担当部長	<u>7</u>
	[略]	[略]
[略]		